

不当要求事案における仮処分の活用

大阪弁護士会 民暴委員会委員

ことのは法律事務所 弁護士 鮎川卓史

1 はじめに

不当要求行為を受けた場合の対応策として、「警察に相談する」という方法をすぐに想起されると思います。勿論、警察に相談・刑事告訴して、不当要求者を刑事的に処罰してもらう方法は極めて有効な手段と言えます。

しかし、刑事手続を進めるためには相応の証拠が必要となりますし、不当要求者の方でも、犯罪行為を回避するように狡猾に振る舞うケースも想定されま

す。不当要求対応においては、刑事上の対応だけでなく、「民事上の仮処分」という方法もあります。一般的には有名な手続ではないかと思われま

2 仮処分の特徴（迅速性）

民事上の裁判手続としては、「訴訟」が有名ですが、「仮処分」は訴訟とは別の手続となります。

仮処分とは、訴訟（本訴）の提起前もしくは係属中に、本訴の判決を待っている間は、その実現が不能もしくは著しく困難となることが予想される場合に、本訴が確定するまでの暫定的な処分を、裁判所の決定という方式で採る手続です。

以前と比べると民事訴訟の進行は早くなっていると言われてはいますが、それでも裁判所において、双方の書面を検討し、さらに尋問手続を通じて双方の言い分を聞いて慎重に審理を行いますので、第1審だけでも少なくとも半年～1年、長いケースでは2～3年程度の期間を要することもあります。

不当要求事案では、反社会的勢力が連日のように自宅・事務所等に押し付けてきたり、不当な圧力をかけてくるケースが多いので、民事訴訟の結論（判決）を待っている間は「不当要求を止める」という意味が失われる事態も想定される

ところです。そこで、暫定的処分としての仮処分を活用することになります。仮処分は、事案にもよりますが、早いものでは2週間～1か月程度で、裁判所による決定が出ますので、迅速な救済を得られる可能性があります。

3 仮処分の類型

仮処分には、面談禁止、架電・メール送信禁止、訪問・接近禁止、ビラ貼付禁止、街宣活動禁止などの各種の類型があり、不当要求の態様によって申立ての類型を検討します。

最近では街宣活動のような大々的な嫌がらせ行為は減少傾向かもしれませんが、自宅・事務所に押しかけての面談要求、大量の電話・メール送信などによる嫌がらせ行為は減少していないと感じていますので、現在でも有効性は高いと言えます。

4 仮処分のメリット

仮処分の決定に先立って、裁判所は「審尋手続」を行うことがあります。これは、裁判所が不当要求者を呼び出して、その言い分を聴き取る手続です。

当職の経験では、不当要求者は、弁護士を「相手方の代理人」と敵視しており、冷静な交渉ができないケースもありますが、一旦、仮処分手続に移行すると、裁判所の手続内では意外と冷静になり、事態が収まるケースもあります。

やはり「裁判所において審理してもらえる」という意義は、極めて大きいものと考えています。

また、仮処分決定に違反した場合の制裁として「間接強制」という方法もあります（制裁金として金銭を支払うよう命じる裁判です）。

5 むすびに

以上のおり、仮処分の特徴・類型・メリットをご説明しました。

仮処分の申立ては専門的な部分も多いので、早めに弁護士に相談することをご検討頂ければと思います。

以 上

*本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

*禁転載